

雇児母発 0401 第 2 号  
平成 28 年 4 月 1 日

都 道 府 県  
各 保健所設置市 母子保健主管部（局）長 殿  
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長  
(公 印 省 略)

「第 3 次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における  
食育の推進について

食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 16 条第 1 項に基づく標記計画の決定に伴い、  
今般、「第 3 次食育推進基本計画」の決定について」(平成 28 年 3 月 18 日医政発  
0318 第 15 号・健発 0318 第 8 号・生食発 0318 第 1 号・雇児発 0318 第 2 号 厚生労働  
省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、雇用均等・児  
童家庭局長連名通知)が発出されたところであり、下記の事項に特段のご配慮をお願  
いするとともに、母子保健及び児童福祉分野における食育の更なる推進に努めてい  
ただきたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)  
に対する周知及び適切な支援をお願いする。

なお、「第 3 次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について  
は、同日付けで、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長より各都道府県・政令  
指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長あて通知していることを申し添える。(「第  
3 次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」(平成 28 年  
4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) )

## 記

### 1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について

食育基本法第 17 条及び第 18 条において、都道府県及び市町村は、食育推進基  
本計画を基本として、食育推進計画の策定に努めることとされている。第 3 次食育  
推進基本計画の決定に伴う各都道府県・保健所設置市・特別区における食育推進計  
画の見直しに当たっては、「健やか親子 2 1(第 2 次)」(「健やか親子 2 1(第 2

次)」について 検討会の報告書の送付、及びこれを踏まえた取組の推進について」(平成 26 年 5 月 13 日雇児発 0513 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)) や、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく地域行動計画も踏まえ、妊産婦や乳幼児をはじめとした子どもの健全な食生活の重要性の観点から、食育推進計画の見直しに参画するようお願いする。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)において、すでに食育推進計画を策定している場合にはその見直し、食育推進計画を策定していない場合にはその策定が促進されるよう積極的に働きかけ、食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報を提供するとともに技術的な支援にも努めていくなど、適切な支援をお願いする。

## 2 母子保健及び児童福祉分野における食育の取組の推進について

### (1) 多様な暮らしに対応した食育の推進について

近年、ひとり親世帯、貧困の状況にある子ども等が増え、様々な家庭の状況や生活の多様化により、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられる。

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現のために、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスを展開することは、「健やか親子 21 (第 2 次)」の推進においても、食育の観点からも重要である。

このような視点を踏まえ、「妊産婦のための食生活指針」(「妊産婦のための食生活指針」の活用について」(平成 18 年 2 月 15 日雇児発第 0215005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)) や「授乳・離乳の支援ガイド」(「授乳・離乳の支援ガイド」の策定について」(平成 19 年 3 月 14 日雇児母発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知))の普及と妊産婦や乳幼児に対する栄養指導の充実が図られるようお願いする。

また、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の策定について(平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡))を参考に、地域や児童福祉施設等において、発育・発達段階に応じた食育活動や共食の推進が図られるよう支援をお願いする。その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮いただきたい。

### (2) 若い世代を中心とした食育の推進について

健康や栄養に配慮した食生活の実践等、20 歳代及び 30 歳代の若い世代はそのほかの世代よりも課題が多い。

このため、具体的な目標として、「朝食を欠食する若い世代の割合」の減少、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合」の増加が掲げられている。

妊娠期や授乳期は、食生活を見直す契機となりやすいことや親となる若い世代が食に関する知識や取組を次世代につなげていくことが重要であることから、妊産婦や乳幼児の保護者に対し、これらの目標の達成に向けた取組の推進をお願いする。

### 3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要である。

「健やか親子21（第2次）」においても、「朝食を欠食する子どもの割合」の減少や「家族など誰かと食事をする子どもの割合」の増加など食育に関する目標が位置づけられているところであり、これらの目標の達成に向けて、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進をお願いする。